

士幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証  
運行運営委託業務公募型プロポーザル実施要領



士幌町地域交通のリ・デザイン(誰もが安心して住み続ける  
ために～交通編～)

令和7年5月  
士幌町 地域戦略課

## 1. 背景と目的

本町では、土幌町は、農村部では町営バス(スクールバス混乗・1日3便)、市街地ではコミュニティバスを運行している。また、ハイヤーチケット(市街地まで年間12往復分)や高齢者交通費助成などの多様な移動支援を実施している。また、高齢化の進行に伴い運転免許の返納が進み、移動手段のない方も増えているのが現状である。

本事業では、町営バス(スクールバス)は、朝夕の定時定路線運行を維持しつつ、昼便を乗降ポイント型のAIデマンド交通へ移行することで、運行の効率化と利便性の向上を図る。また、コミュニティバスについては、ドアtoドア型のAIデマンド交通へ移行し、利便性の向上及び移動ニーズに柔軟に対応できる体制を構築するための、調査検討・実証実験をすることを目的とする。

なお、本業務は、その成果として、「土幌町地域交通計画(仮称)」(令和9年3月までに策定予定)に係る検討資料としても活用し、当該計画に反映するものである。

この実施要領は、事業実施にあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 事業名

土幌町公共交通再編に係る調査及びAIデマンド交通実証運行運営委託業務

### (2) 業務内容

別紙「業務仕様書」による

### (3) 事業期間

令和7年6月から令和9年2月下旬(予定)

### (4) 事業費限度額

16,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

内訳：令和7年度 2,500,000円

：令和8年度 13,500,000円

### (5) その他

・本事業は、予算成立前の準備行為であり、本事業委託における予算が成立しなかった場合には、契約に至らない可能性がある。また、予算の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。

・本事業は、事業期間のとおり、2か年度にわたるものであり、令和8年度に「令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(「交通空白」解消緊急対策事業)」と同等のものを活用することを前提としており、受託候補者として示された場合においても、契約に至らない可能性がある。

## 3. 業務仕様及び事業者の選定方法

本業務は、事業を効果的かつ効率的に実施できる専門的な知見や技術を要する業務であるため、業務目的を達するためには本町の仕様を実現する最良のノウハウ、実績とともに推進体制の主体形成に関与しうる実効性の高いものを選定する必要がある。

よって、公募型プロポーザル方式により提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者を特定することとする。

## 4. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、参加表明書の提出日において次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加者の資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

資格要件は、次の①から⑧の要件を全て満たす事業者であること。

- ① 企業、NPO 法人又はその他の法人であって、仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる法人であること。
- ② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎及び管理能力を有すること。
- ③ 過去5年間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)において、本案件と同種又は類似業務と認められる北海道内の地方自治体発注の「**デマンド交通の導入調査や実証実験**」などの履行実績があること。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に掲げる者でないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は再生手続をしていないこと。
- ⑥ 士幌町暴力団排除条例(平成25年条例第4号)に定める暴力団員等、暴力団関係事業者又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑦ 北海道内の地方公共団体との契約に関し、事業期間までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑧ 国税及び地方税に滞納がないこと

## 5. 事業者選定の流れ

### (1) 候補者の選定

候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、士幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証運行運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

### (2) 日程

| 項目              | 日程                                            |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 告示(町ホームページ掲載開始) | 令和7年5月 8日(木)                                  |
| 参加表明受付期限        | 令和7年5月 8日(木)から<br>令和7年5月19日(月)まで <b>電子データ</b> |
| 質問書の受付期限        | 令和7年5月 8日(木)から<br>令和7年5月16日(金)まで              |
| 質問書への回答期限       | 令和7年5月19日(月)                                  |
| 提案書の提出期限        | 令和7年5月23日(金) <b>電子データ</b>                     |
| プレゼンテーション実施日    | 令和7年6月 3日(火) ※別途通知する                          |
| 審査結果の通知日        | 令和7年6月 4日(水)以降速やかに                            |
| 受託候補者と業務内容の協議開始 | 令和7年6月上旬                                      |
| 契約締結            | 令和7年6月中旬                                      |

### (3)質問

#### ①質問方法

電子メールで担当部署宛に提出すること。

件名を「【質問書】土幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証運行運営委託業務(企業名)」とすること。

#### ②質問受付期間

令和7年5月16日(金)午後5時15分受信分まで

#### ③送信先

土幌町役場地域戦略課 宛て

E-Mail:[kikaku@shihoro.jp](mailto:kikaku@shihoro.jp)

#### ④質問への回答

随時、電子メールで回答する。

なお、提案書等に関する質問は、土幌町ホームページに回答を掲載(企業名は公表しない)し、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。

本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。

### 6. 参加表明書及び提案書の提出について

応募者は、下記の点について、提出すること。

#### (1)参加表明書

##### ①提出書類

ア. 参加表明書(様式1)

イ. 誓約書(様式2)

→国税納税証明書及び法人市町村民税納税証明書(過去1年分)

※発行から3ヶ月以内のもの(コピー可)

ウ. 会社概要書(様式3)

→決算書または財務諸表(直近1年間分)を添付すること

エ. 業務実施体制(様式3-1)

オ. 業務実績報告書(様式4)

##### ②提出期限

令和7年5月19日(月)まで(電子データのみ 午後5時15分必着)

#### (2)提案書

##### ①提出書類(任意様式)

カ. 企画提案書(様式5)

・業務の実施方針

・土幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証運行運営委託業務に関する提案

・事業工程表(スケジュール)

キ. 費用見積書(様式6)

※任意様式とするが、契約期間における契約単価等について内訳を示すこと

②提出期限：令和7年5月23日(金)まで

#### (3)提出方法

##### ①電子データのみ メールで送付のこと

・件名を「【提案書】土幌町公共交通再編に係る調査及び AI デマンド交通実証運行運営委託業務(企業名)」とすること。

(4)提出先

〒080-1292

北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地

士幌町役場地域戦略課

電話 :01564-5-5212

E-Mail:[kikaku@shihoro.jp](mailto:kikaku@shihoro.jp)

(5)参加表明書等についての留意事項

①参加表明書等は1者1提案

②参加表明書等を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

③提出されたが次に該当するときは無効となる場合がある。

- ・虚偽の内容が参加表明書等に記載されているもの。
- ・参加表明書等の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。
- ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

④参加表明書等に要する費用(書類の作成に要する費用、旅費など)は参加者の負担とする。

⑤委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ本町の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6)参加を辞退する場合

参加表明後、参加を辞退することとなった場合は、辞退届(様式7)を下記提出すること。

7. 選考方法

(1)審査基準

参加事業者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会において次に掲げる審査項目毎に評価点数を付ける。評価点数の合計値が最高点である事業者を受託候補者とし、次点候補者も決定する。**ただし、評価点数の合計値が全体の6割を満し、本事業を実施し得る能力を満たすと審査委員会で判断した場合に限る。**

| 審査項目       | 審査事項                  | 全体に占める割合 |
|------------|-----------------------|----------|
| 業務遂行能力     | 経営基盤                  | 5/100    |
|            | 業務実施体制                | 10/100   |
|            | 業務実績                  | 15/100   |
| 提案内容       | 業務の実施方針(全体理解度)        | 10/100   |
|            | 導入調査の手法               | 15/100   |
|            | 実証実験の手法               | 15/100   |
|            | 仕様書に定める以外の独自性         | 10/100   |
|            | スケジュール                | 5/100    |
| プレゼン・ヒアリング | 説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力 | 5/100    |
| 提案金額       | 提案金額(見積り金額の適正度合)      | 10/100   |

(2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ①審査委員会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。  
⇒ただし、企画提案者の数が4者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね4者程度とする。
- ②プレゼンテーションの日程は、令和7年6月3日(火)を予定とする。  
⇒全てオンラインでのプレゼンテーションとし、本町が準備するオンライン会議システム(ZOOM)を使用する。  
時間については、参加事業者への電子メール等で通知する。
- ③プレゼンテーションの方法は、審査委員に対して提案説明(20分以内)、審査委員から提案者へのヒアリング(10分程度)を参加事業者ごとに行う。

### (3)選考結果

選考結果については、選考後速やかに参加事業者全員に直接文書で通知する。  
また、町ホームページにて、受託候補者及び次点候補者名を発表する。  
審査経過については、一切公開しない。  
また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

## 8. 契約締結

契約は、受託事業者と協議後、随意契約により契約締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び土幌町財務規則(平成7年規則第12号)の定めるところによるものとする。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次点候補者となったものと、協議を行う。